

こども食堂対象 フルーツ等支援助成募集要項(令和5年度)

フルーツ等を加え栄養補給を！

食を通して子どもたちの健康を支える子ども食堂。
こどもの成長には食物繊維、ビタミン、ミネラル等の摂取も重要です。
そこで食事にフルーツやデザートを加え、栄養をフォローアップ
おいしい食事に栄養と彩りを添えることで、より楽しいひと時となることを期待しております。

こども食堂を運営する団体を対象に、フルーツ等の購入の費用を助成金として給付いたします。

<助成の概要>

助成対象施設	こども食堂（法人・団体）
助成対象地域	日本全国
助成事項(助成内容)	フルーツ(果物類)等の購入費用を助成
助成金額	1施設につき 10,000 円～20,000 円
応募受付期間	令和5年12月22日(金)迄
応募方法	助成金給付申請書の入力・送信
助成可否について	審査のうえ決定
注意事項	給付された助成金はフルーツ等の購入費用として全額使いきる事

<助成募集詳細>

1. 助成対象施設

こども食堂（法人・団体）

「こども食堂」として 2023 年4月1日時点で既に活動している施設であり、審査時点で現存および実際にこども食堂の活動を継続している以下の条件に合致する法人・団体を対象とします。

- ① 法人・団体として、最低3名以上の人員で活動・運営していること
- ② 食事を特定の者に提供するのではなく、広く門戸を開けて、不特定多数の者に提供していること
- ③ 自治体、地元の社会福祉協議会、保育所・幼稚園・各種学校、等と連携を図っていて、それらの団体および担当から「こども食堂」の存在および活動が確認できる法人・団体であること
- ④ インターネット等で存在および活動が確認できる法人・団体であること（「ホームページ」、「インターネット上の自治体等の公開情報」、「上記③の各団体への問い合わせ」、のいずれかで確認できること）

※応募は1法人または1団体の複数の施設より申請可能です

2. 助成対象地域

日本全国

3. 助成事項(助成内容)

以下の項目および内容の購入費用について、助成金を給付いたします。

項目	内容	例
フルーツ (果物類)	こども食堂利用者 者に提供する フルーツ (果物類)	果 物:イチゴ、リンゴ、バナナ、ぶどう、パイナップル、グレープフルーツ、 メロン、みかん、キウイ、レモン、その他柑橘類、ベリー類等 飲 料:果汁 100%飲料 加工品:果物の缶詰、ドライフルーツ、果物ゼリー、その他果物加工品
デザート	こども食堂利用 者に提供する 食後のデザート	デザート:ヨーグルト、チーズ、ナッツ、プリン、アイスクリーム、杏仁豆腐等 ※栄養補給を前提として、健康に留意したものとしてください
特別項目	こども食堂利用 者に提供するイベ ント用のデザート に類するもの	特別項目:イベント時におけるデザートに類するもの:ケーキ、チョコレート、 焼き菓子(例:ビスケット、クッキー、マドレーヌ)等 ※食事と共に提供する場合に限り/食材は対象外です

- ・こども食堂内およびお弁当配食時において、原則として主食・副菜・主菜を補完する果物類、および食後のデザートとして供するものに限ります。
- ・特別項目としてイベント(バレンタインデー、ホワイトデー、進学・卒業祝い)時におけるデザートに類するものを食事と共に提供する場合は、それらを助成対象とします。

【対象外】

- ・外出先での飲食
- ・職員やこども食堂利用者以外への助成事項の提供
- ・お菓子等

4. 助成金

1施設につき 10,000 円～20,000 円

- ・支援または助成の必要性(理由)、運営方針、運営体制、活動実績、利用人数等を基に審査を行い、助成金給付対象法人・団体、助成金額を決定します。(詳細は 7.審査の項目で記述)

5. 助成事項の実施期限


- ・助成金が振り込まれた後の **令和6年2月1日(木)～令和6年3月31日(日)** の間にフルーツ(果物類)等を購入すること、および **助成金を使い切ること** を条件とします。
- ・助成金は令和6年1月31日(水)に振込予定。

※助成金前渡し／給付された助成金はフルーツ(果物類)等の購入費用として期限内に全額使い切ってください
 ・数回に分けて購入可能。

6. 応募手続き

【応募方法】

・**データ入力・送信**して(以下①「フルーツ等助成金給付申請書」)申請をしてください。

①	フルーツ等 助成金給付 申請書	・以下のQRコードまたはWebアドレスより入力をして申請してください https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/R5subsidy5ks/request/  データ送信後に登録メールアドレス宛に完了通知を送ります ※ 迷惑メール対策等の受信設定をしている場合は、(@qooker.jp)のドメインを受信できるように事前に設定をしてください
②	応募締切	令和5年12月22日(金) 同日23:59までに入力・送信が完了していること
③	注意事項等	・助成金給付申請書は、当財団法人の事業・目的を達成する以外には一切使用いたしません。また、応募データは助成の有無を問わず返却いたしません。 ・同じ法人の複数の施設からの応募が可能です。 ・申請の不備、虚偽の申請、その他問題がなければ、応募施設に助成金を給付しますが、何かしらの問題が確認された場合は給付をいたしません。なお給付されない場合の理由についてお問い合わせいただいても回答をいたしませんのでご承知おきください。

7. 審査

・以下の点から審査し、助成金給付対象法人・団体、給付金額を決定します。

- | |
|---|
| ① 申請内容の不備の有無、申請内容の妥当性
② 支援または助成の必要性(理由)、運営方針、運営体制、活動実績、子ども食堂利用人数、等 |
|---|

・上記の審査に加え、さらに審査の必要がある場合、追加の書類等の提出または提示、現地視察およびインタビュー(電話を含む)を行う場合がございますので、ご承知おきください。

8. 助成決定通知

・助成の可否については、メールにて通知いたします。

(※令和6年1月25日(木)までにメール送信の予定)

9. 助成金の給付

助成金の給付	令和6年1月31日(水)に、指定された金融機関口座に助成金を振込み送金して給付いたします。
--------	---

10. 助成事項実施後の手続き

- ・助成事項実施(完了)後1か月以内に、「レシートのコピー(金額および購入した内訳が分かるもの)」、「受領書兼完了報告書」を提出していただきます。(助成決定通知の際に詳細をご案内します)

11. 助成金の返還

- ・以下のいずれかに該当した場合は、給付した助成金の全額を返還していただきます。(③で使い切らなかった場合は未使用分を返還)
 - ① 申請データおよび提示された内容に虚偽あるいは不正が発覚した場合
 - ② この募集要項の内容に反する場合(例:「レシートのコピー」、「受領書兼完了報告書」未提出 等)
 - ③ **令和6年3月31日(日)迄にフルーツ(果物類)等を購入しなかった場合、または使いきらなかった場合**

12. 禁止事項

- ・助成金は、助成事項以外に使用する事はできません。
- ・助成事項はこども食堂利用者への提供に限るものとし、職員およびこども食堂利用者以外への提供または第三者への譲渡あるいは売却をすることはできません。

13. お問い合わせ

- ・ご不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせください。

<電話による受付>

TEL:03-6911-3600 (年未年始休暇を除く平日 9:30~17:30)

<お問い合わせフォームによる受付>

ホームページ「お問い合わせ」より「助成に関するお問い合わせはこちら」を選択し、必要事項を入力のうえお問い合わせください。

※電話がつながりにくい場合や、ご回答またはご連絡にお時間をいただく場合がございますので、あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上